

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率性、透明性を高め、安全かつ健全なる事業活動を通じ、企業価値を最大化することをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。

特に火薬類を製造する企業として、徹底した安全管理とコンプライアンス（法令遵守）を重要課題として、経営体制及び内部統制システムのより一層の充実を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの「基本原則」をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
細谷 文夫	1,001,065	24.83
細谷火工共栄会	287,000	7.12
浅原 勝	272,000	6.75
松井証券株式会社	185,000	4.59
志村 実	175,040	4.34
西武信用金庫	170,000	4.22
末松 國彦	144,000	3.57
ナスクリエート株式会社	137,000	3.40
日油株式会社	100,000	2.48
株式会社りそな銀行 三井住友海上火災保険株式会社	95,000	2.36

支配株主（親会社を除く）の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3 月
-----	-----

業種	化学
----	----

直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐藤 誠	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 誠		——	経営に外部の視点を取り入れ、当社の業務執行に必要な総合的助言を得るため、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と連携を密にし、監査の方針、会計監査計画等を協議して定め、会計監査実施状況及び会計監査結果等について報告を受けるとともに相互に意見交換を行っております。

また、監査役は、社長直属の内部統制グループから内部統制評価の報告を受けるとともに、コミュニケーションをはかり連携を深めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
志村 実	その他													
安藤 隆允	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
志村 実		――	従来より非常勤監査役として当社の監査業務の経験が豊富であり、経営者としての知見や経験を有していることから、当社監査制度向上に資するため選任しております。
安藤 隆允	○	独立役員に指定しております。	公認会計士、税理士として財務、税務及び会計に関する相当の知見を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

役員報酬にて十分だと考えております。

――

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況」において、以下の要領にて役員報酬の総額を開示しております。

・役員報酬等

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

取締役(社外取締役を除く) 3名 53,139千円

監査役(社外監査役を除く) 1名 5,680千円

社外役員 3名 5,670千円

提出会社の役員ごとの報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員報酬等の額の決定に関する方針を取締役規定及び監査役規定に定めており、その内容は株主総会において決定された報酬総額の限度内において、類似法人の支給状況、会社業績等を勘案し、取締役会及び監査役会の協議をもとに社長が決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務部が事務局となり、社外取締役及び監査役会の会議日程等を連絡、また必要に応じ各種調査の協力や監査に必要な事前資料等の配布を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は、定例取締役会を月1回開催しております。

定例取締役会においては、経営の基本方針及び業務執行に関する重要事項を決定しております。

なお、意思決定にさらなる公正化を図ることと、取締役会のチェック機能の強化を図るため、社外取締役を導入し監査役も取締役会に出席して相互牽制機能を強化しております。

監査役会は、社外監査役を含めた3名で構成し、定例監査役会を四半期毎に開催しております。

さらに必要に応じて随時監査役会を開催して、監査方針、監査計画、監査業務を検討するほか、取締役会及び重要会議への出席や業務執行状況及び経営状態の調査を通じ、取締役の業務執行の監査を行っております。

また、社外監査役より1名は独立役員の要件を満たしており監査機能の強化に取り組んでおります。

当社は、会社法における会計監査人を設置し、監査役会と連携を密にして監査状況について、不定期ではありますが打ち合わせをおこなって監査機能の充実を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスを維持し信頼性を得るために、内部統制の充実と企業行動に関する制度整備の要請から、企業統治の体制としてを図るとともに監査役会を設置し会計監査人を選任するとともに、社外取締役1名及び社外監査役2名を確保し、実効性のある事業活動を展開しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会において、業績等をビジュアル化してスクリーンに映し出してご説明しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	投資家向け情報として、決算情報及び有価証券報告書等、また株主総会資料等を掲載しております。 また、業績などを中心に財務情報をグラフ化し、掲載しております。	
その他	当社の事業をよりご理解いただけるよう、株主通信を発行しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	株主総会後は、経営者の考えを伝え、株主の皆様から会社に対する要望などのご意見をお聞きする場を設けおり、今後の経営に生かすよう努力しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムに関する基本方針を以下の通り定める。この基本方針に基づく内部統制システムの整備及び運用状況を、継続して評価し必要な改善を図ることにより、一層実効性のある適正な内部統制システムの整備及び運用に努める。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 法令及び定款等の遵守を目的として「企業行動規範」「コンプライアンス規定」等の社内規程を定め、取締役が率先垂範すると共に使用人全員に対して教育・研修により周知徹底を図る。
2. 法令違反等の行為又は事実を識別した場合には、速やかに取締役会及び監査役会に報告すると共に、法令違反等の未然防止、早期発見と早期解決のために「内部通報制度規定」を制定して問題点の指摘と改善策を講じる。
3. 内部統制評価計画に基づき、内部統制評価グループはコンプライアンスの状況を定期的に監査する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役の職務に係る文書・帳票類等（電磁的記録を含む。以下に同じ。）については、「文書管理規定」及び法令に基づき適正に作成、保存及び管理し、取締役及び監査役が常時閲覧できるものとする。
2. 当社が保存又は管理する電磁記録については「ITシステム管理規定」に則した管理体制でセキュリティの確保を図ると共に、継続的にその改善を図る。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 事業上のリスク管理に関する基本方針及び体制を定めた「経営危機管理規定」に基づき、リスク管理体制を構築する。
2. 各部門は、それぞれの部門に発生する可能性のあるリスクの把握に努め、内部統制評価グループは、リスク管理体制の有効性について監査を実施する。
3. 経営に重大な影響を与える事態が発生した場合には、直ちに対策本部を収集し、迅速な対応を行うことにより、損失・被害を最小限にとどめる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役は、責任と権限に関する基本事項を定めた「職務権限規定」に基づき適正かつ効率的に職務を執行する。
2. 取締役会は原則月1回開催し、経営の重要な事項は取締役会において決定される。また、取締役及び使用人が共有する全社的な経営目標を定め、取締役はその目標に達成のため担当する各部門に周知徹底すると共に、業務運営を容易にするために指揮し、統括管理する。
3. 原則月1回開催される常勤役員会において、職務を執行する取締役及び執行役員は、職務の執行に関して十分な審議を行い、目標達成のための進捗を管理する。

(5) 監査役による監査の実効性を確保する体制

1. 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議の上、必要と判断した場合、監査役の補助使用人を任命することができる。また、その人員の異動、評価等の人事事項に関しては監査役の意見を尊重して行うものとする。
2. 取締役及び使用人は法令に基づく事項の他、監査役の求める事項について速やかに対応し、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、法令に従い直ちに監査役に伝達する。
3. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をした時は、当該監査役の職務の執行が適切か否かを判断して、手続きを行うものとする。
4. 監査役と取締役及び会計監査人とは、それぞれ定期的に意見を交換する。また、取締役及び使用人は監査から役業務執行に関する事項について質問等があった時は、速やかに適切な対応を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否いたします。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、会社情報として重要な決定事実及び重要な発生事実については、適時開示規則に基づき、投資者に対して迅速かつ的確な情報開示を行うことが重要であると認識しております。

社内体制においては、各部門を通じて情報開示に該当すると懸念される事項は収集され、当該部門長から取締役へ報告するよう努めております。

よって、適時開示が必要となる会社情報につき、決定事実については取締役会決議の決定が行われた時点、発生事実についてはその発生を認識した時点で情報開示ができる体制が整えられており、かつ実行しております。